

2日獣発第264号

令和3年2月18日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

和歌山県の豚熱ワクチン接種農場における豚熱の患畜確認に伴う対応について

このことについて、令和3年1月29日付け2消安第4955号をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添のとおり通知がありました。

これまでも通知しているとおり、豚熱ワクチンを接種していても、全ての豚が免疫を獲得できているわけではなく、農場への豚熱等の伝染性疾病の侵入を防ぐためには、飼養衛生管理基準の遵守が重要です。しかしながら、依然として、豚熱ワクチン接種県下の農場において豚熱が発生しており、発生農場で行った疫学調査では、飼養衛生管理に不十分な点を認めており、引き続き、飼養衛生管理の強化が課題となっています。

1月15日に食料・農業・農村・政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会から出された提言（豚熱ワクチン接種農場における豚熱の患畜確認に伴う今後の発生予防対策）においても、「豚熱のワクチン接種推奨地域は、野生いのししの豚熱感染状況や農場周辺の環境要因を考慮し、飼養豚への感染リスクが高い地域を設定しているものである。しかしながら、ワクチンを適切に使用しても十分に免疫を獲得できない豚が一定数存在することは避けられず、こうした感受性のある豚が豚熱ウイルスに感染することは完全に防ぐことはできないため、ウイルスの農場への侵入防止措置を一層徹底する必要がある。」と示されています。

このたびの通知は、1月26日に和歌山県下の豚熱ワクチン接種農場で新たに豚熱の発生を認めたことを受けて、養豚農場に対する飼養衛生管理指導の実施状況について、再検討を行い、確実な発生防止対策を講じるよう求めるものです。

つきましては、貴会会員に周知方よろしく願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当 蓑島

TEL 03-3475-1601



2 消安第 4955 号
令和 3 年 1 月 29 日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

和歌山県の豚熱ワクチン接種農場における豚熱の患畜確認に伴う対応について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。
今般、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力いただきますようお願いいたします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分に御理解の上、傘下会員各位等に対し周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。



写

2 消安第 4955 号
令和 3 年 1 月 29 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

和歌山県の豚熱ワクチン接種農場における豚熱の患畜確認に伴う対応について

平素から、家畜防疫の推進への御尽力に感謝申し上げます。

これまで累次にわたりお伝えしておりますが、豚熱ワクチンを接種していても全ての豚が免疫を獲得できているわけではなく、農場への豚熱等の伝染性疾病の侵入を防ぐためには、飼養衛生管理基準の遵守が重要です。

このことは、今年 15 日に食料・農業・農村・政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会から出された提言（豚熱ワクチン接種農場における豚熱の患畜確認に伴う今後の発生予防対策。以下「提言」という。下記 URL 参照。）においても、「豚熱のワクチン接種推奨地域は、野生いのししの豚熱感染状況や農場周辺的环境要因を考慮し、飼養豚への感染リスクが高い地域を設定しているものである。しかしながら、ワクチンを適切に使用しても十分に免疫を獲得できない豚が一定数存在することは避けられず、こうした感受性のある豚が豚熱ウイルスに感染することは完全に防ぐことはできないため、ウイルスの農場への侵入防止措置を一層徹底する必要がある。」と示されています。

これまでも、都道府県においては、飼養衛生管理指導を進めてきたと承知しておりますが、依然として、豚熱ワクチン接種県下の農場において豚熱が発生しており、発生農場で行った疫学調査では、提言の内容にあるように飼養衛生管理に不十分な点を認めており、引き続き、飼養衛生管理強化が課題となっています。

このような中、今年 26 日、和歌山県下の豚熱ワクチン接種農場で新たに発生を認めたとおりであり、貴都道府県においては、養豚農場に対する飼養衛生管理指導の対応状況について、再検討を行い、発生防止対策に遺漏なき対応をお願いします。

提言の掲載先：<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/domestic.html>

以上